

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
11月7日（木）	危機管理政策課	088-621-2711	飯田・元山

危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和6年11月7日（木）18:00～18:10
- 2 場 所：万代庁舎3階 特別会議室
- 3 出席者：政策監、危機管理部長、危機管理部副部長、危機管理部次長、安全衛生課長、鳥獣対策・里山振興課長、畜産振興課長、各部局主管課長など 計22名
- 4 協議概要：香川県の養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の確認について

■畜産振興課から説明

- ・本日、香川県の養鶏場において「高病原性鳥インフルエンザ」の疑い事例（簡易検査陽性）が確認された旨、香川県が公表。
 - 当該農場の概要
 - ・所在地：香川県三豊市
 - ・飼育規模：採卵鶏約4.2万羽
 - ・疫学関連農場：1農場（採卵鶏・約2.8万羽） 合計7万羽
- ・本日、死亡羽数増加の通報があり、簡易検査を実施したところ、10羽中7羽の「陽性反応」が確認され、現在、遺伝子検査を実施中。
- ・当該農場を中心とした「搬出制限区域（半径10km圏内）」は、本県にはかからない。
- ・現時点で、県内養鶏場において疑いのある「異常鶏」がいないことを確認済み。
- ・既に「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」を「ステージⅢ・感染拡大警報」に引き上げ、養鶏関係者に対する防疫強化を実施中。
- ・「鶏舎点検」や「破損個所の修繕」などの「野生小動物対策」、
「車両」や「農場敷地」の消毒など、防疫対策について、養鶏場へ再徹底。
- ・養鶏場から「死亡羽数」について、報告を徹底。

■安全衛生課から説明

- ・当該養鶏場および疫学関連農場から県内食鳥処理場への家きんの搬入はない。
- ・食鳥処理場に対しては、情報提供するとともに、
食肉衛生検査所から県内すべての食鳥処理場へ、「搬入農家の確認」、
「消毒など鳥インフルエンザ対策」及び「異常鶏が確認された場合の通報」の徹底について指示。
- ・食鳥検査センターからも、県内食鳥処理場において、
疑いのある異常鶏が発見されていないことの報告を受けた。

- ・また、同センターに出荷状況報告書や生鳥検査等の確認や「異常鶏発見時に簡易検査を直ちに実施すること」の徹底について依頼。
- ・愛玩鳥の対策については、動物愛護管理センターを中心として、動物園、動物取扱業への指導のほか、ホームページへの掲載による飼育者等への啓発を実施する。
- ・食鳥肉や卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染する可能性はなく、「安全」である点についても、ホームページ等で周知啓発して参る。

■鳥獣対策・里山振興課から説明

- ・昨日の危機管理会議後、県民の皆様には、死亡野鳥を発見した場合、市町村や県の相談窓口までご連絡していただくように、県HPや県公式LINEなどで周知。
- ・また、環境省が指定した「野鳥監視・重点区域」を含め「野鳥の会徳島県支部」などに監視の協力を依頼したところ。
- ・本日、県職員が重点区域の一部を巡視を行っており、異常は確認されていない。

■政策監から次のとおり指示

- ・県内養鶏場へ速やかに情報提供するとともに、「発生リスクが高い」と判断される養鶏農場に対して、鶏舎の点検や破損箇所の修繕といった「野生小動物対策」、車両や農場敷地の「消毒の徹底」等について、改めて巡回確認・指導を行い、飼養衛生管理の更なる徹底を図ること。
- ・次に今回の事案が、「疑似患畜」と確定された場合、香川県からの主要通行ルートである「国道32号」の県境に、「消毒ポイント・1カ所」を設置し、関係車両の消毒を徹底すること。
- ・「食鳥肉の安全性」や「死亡野鳥」を発見した場合の対応など、県民の皆様には、最新の情報を、より一層、的確に発信・周知すること
- ・本県養鶏場において、万が一、高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に備え、各部局においては、再度、関係者との緊急連絡体制の再確認をはじめ、防疫措置の手順や動員体制など、改めて初動体制の確認を行うこと。